

重 要 事 項 説 明 書

医療法人 総心会 長岡京病院
通所リハビリテーション(デイケア)

総心会長岡京病院（介護予防）通所リハビリテーション重要事項説明書

1. 本院は京都府知事の指定を受けた介護保険適用の（介護予防）通所リハビリテーション施設です。（介護保険事業所番号2613000799）

本院では、通所リハビリテーションの他に以下の居宅サービス事業等も実施しておりますので、介護保険サービスに関するご相談・ご要望・入院・退院等の手続き・苦情等がございましたらご遠慮なく以下の相談窓口までお申し出下さい。

サービス項目	サービス内容の概要
① 居宅介護支援事業	① 申請代行、ケアプラン作成他必要な相談援助。
② 訪問看護	② 本院の看護師、准看護師等による訪問看護及び本院と同一法人の訪問看護ステーション「ふれあい」による訪問看護。
③ 訪問リハビリテーション	③ 理学療法士による訪問リハビリテーションの実施

〔相談窓口〕

通所リハビリテーションセンター：担当 金子 智哉

075-955-1178（直通） 075-955-1151（代表）

その他の窓口として、居宅介護支援事業所 電話075-955-1151（代）

両窓口とも、祝日を除く月曜日から金曜日午前9時～午後5時、土曜日午前9時～12時を原則とします。

2. （介護予防）通所リハビリテーションの概要

名 称 医療法人 総心会 長岡京病院 通所リハビリテーション

開 設 者 医療法人 総心会 理事長 村上 耕一郎

営 業 日 月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日の週6日

（祝日、年末年始12月30日～1月3日は運営いたしていません）

営業時間 午前9時 ～ 午後4時

提供地域 長岡京市・向日市・大山崎町を原則とし、隣接する他市町村で当院において当院のサービス提供が可能と判断できる地域。

職 員 体 制		常 勤	非常勤	計
管 理 者	院長：村上 耕一郎			1 名
医 師		1 名（専任）		1 名
理学療法士		3 名（専任）	2 名（専任）	5 名
作業療法士		1 名（専任）		1 名
看護職員			2 名（専従）	2 名
介護福祉士		5 名（専従）		6 名
介護福祉士・健康運動 実践指導者		1 名（専従）		1 名
介護職・健康運動実践 指導者		3 名（専従）		3 名
介護職		2 名（専従）		2 名

3. 運営方針

- ① 当（介護予防）通所リハビリテーションは、介護とリハビリテーションを必要とする高齢者や障害者が、安全で安心できる質の高い在宅生活が送れるように自立支援を実施する。
- ② 施設の設備・人員を整え、健康管理や機能訓練、レクリエーション等、家庭内でできないサービスを実施する。
- ③ 一年間・一週間・一日を通じて、利用者の方々に季節感・伝統行事・習慣等を意識していただくことで、喜びを共感できるように配慮し、利用者の方々が「生きがい」を持てるよう援助する。
- ④ 各種の運動及び作業を通じて、利用者の方々の日常生活動作を改善・維持することにより、介護予防や意欲の向上及び自立した生活ができるよう支援する。

4. 運営目標及び内容について

「運営目標」

- ① 一般的な健康管理、機能回復、維持、予防的な運動及びリハビリテーションの実施。
- ② 一人一人に合ったリハビリテーションを行い、全般的な活動能力の改善を図る。
- ③ 社会的な交流を促し、自立支援を目指す。
- ④ 地域社会からの孤立を防止する。

「具体的な運営内容」

① 健康チェック

- ア) 血圧測定、体温等その日の体調をチェックします。
- イ) 緊急時診察にも対応いたします。

② 機能回復

ア) 医師または理学療法士が、一人一人にあったプランを立案し、筋力トレーニング、ストレッチ、歩行訓練、動きを取り入れた各種ゲームを実施し、機能回復を図ります。

イ) 人と話すことにより、口を動かし、脳の働きを良くします。

(言語に関するゲーム、合唱・合奏等を取り入れ、機能回復を図ります。)

ウ) 普段使わない筋肉を使って筋力の回復を図ります。

(体操・動きを取り入れたゲーム、手工芸等で、機能回復を図ります)

エ) 計算問題や文章問題に取り組み、脳の働きを良くします。

オ) 必要に応じて、栄養バランスの改善や口腔機能の向上を図ります。

③ 介護予防トレーニング

医師または理学療法士、健康運動実践指導者が、ストレッチ、筋力増強トレーニング、バランス感覚向上トレーニング、心肺機能向上トレーニングなどをグループで実施し、利用者の皆様の身体機能回復と自立支援を行います。また、必要に応じて、栄養バランスの改善や口腔機能の維持・向上などの支援を行います。

④ 栄 養

必要な方には管理栄養士の献立によるバランスのとれた食事を提供します。

⑤ 入 浴

必要な方には入浴介助をいたします。

⑥ 送 迎

通所が困難な方には、当センターが送迎を行います。

※ ただし、当センターより外出された方は送迎のサービスを受けられません。

送迎は当センターとご自宅との間のみです。途中下車はできません。

5. 利用料金等

(1) 介護保険適用のサービスにかかる利用者負担金について

介護保険で給付されるサービスにかかる利用料は、原則として介護報酬に定めた額の1割負担となります(一定以上の所得がある65歳以上の利用者の方は2～3割)。ただし、介護保険の適用でも、保険料の滞納等により、法定代理受領できなくなる場合があります。その場合は一旦介護報酬に定められた額の全額を徴収し、サービス提供書を発行します。この証明書を、後日住居地の市町村の介護保険窓口へ提出されますと、払い戻しを受けることができます。京都府の福祉制度や重症老人健康管理事業対象者等の受給証をお持ちの方でも、介護保険にかかる利用者負担額は必要となります。また生活保護受給者等は公費で補助される場合があります。

利用料は別表を参照

(2) 保険サービス適用外のサービスの内容と利用料について

①食材料費

昼食費として、1回720円 おやつ代として、1回60円

②セラバンド

トレーニング用ゴムバンド 黄色（弱） 880円 赤色（強） 1,030円

③レクリエーション料

手工芸等の材料費として、1回110円

④おむつ料

・尿吸収シート	1枚	60円
・紙おむつ	1枚	110円

⑤その他

行政手続き代行や日常支払代行、所持品の保管等を希望される場合は、その他の費用が必要となる場合がございます。ご利用になる時、その都度ご説明させていただきます。また利用料等のお支払が困難な場合は、相談窓口にお申し出下さい。

⑥利用料等の請求について

毎月、月末で締め、請求書をご利用者、またはご家族にお渡しいたしますので、次回利用時に、請求書及び利用料等を料金袋に同封の上ご持参下さい。夜間、日曜、祝日でも担当職員が対応いたします。領収書は本院指定の様式で発行します。（領収書の再発行はいたしません。）

6. キャンセル

サービスの利用を中止する際には、速やかに下記までご連絡ください。

総心会長岡京病院 通所リハビリテーションセンター

電話 075-955-1178（直通） 075-955-1151（代表）

7. 気象に関する警報発令時の臨時休業

（1）警報発令による休業

京都府南部に「暴風警報」「大雨洪水警報」「大雪警報」が発令された場合、利用者さんの安全を考え臨時休業とします。

（2）警報発令時間による臨時休業となるコース

【午前8時00分現在各警報発令中】

1日コース、介護予防午前半日コース、午前中に行われる介護予防短時間コース。

【午前11時00分現在各警報発令中】

介護予防午後半日コース、午後から行われる介護予防短時間コース。

よって、午前8時に各警報が発令されていても、午前11時の段階で警報が解除されていれば、介護予防午後半日コース、午後から行われる介護予防短時間コースは開催されます。

（3）営業時間中に各警報が発令された場合

営業時間中であっても各警報が発令されれば、これを通所リハビリテーションセンター責任者が認識した時点より臨時休業とし、利用者さんの安全を最優先に送迎を開始します。

(4) 増悪が考えられる気象状況

各警報が注意報の段階でも、大風・大量の降雨・降雪により、営業・送迎を行う上で利用者さんの安全を確保できないと判断されるときは臨時休業します。

8. 緊急時の対応

緊急時の対応が必要になった場合は、これまで通り病院内で主治医が診察し、適切な対応をとりますのでご安心下さい。

9. 虐待防止に関する事項

(1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当事業所は、訪問時などに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを保険者等関係機関に通報するものとします。

10. 身体拘束に関する事項

(1) 当事業者は、「通所リハビリテーションサービス」の提供にあたっては、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、利用者本人または他人の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者・家族の同意を得た時のみ、その条件と期間内にて必要最小限の範囲で身体拘束等を行うことがあります。

(2) 当事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項の記録をします。

(3) 当事業者は身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図ることとします。

(4) 当該利用者又はご家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討します。

11. サービス内容に関する苦情

サービス内容に関する相談・苦情がございましたら、ご遠慮なく通所リハビリテーションセンタースタッフまでお申し出下さい。

その他苦情を受け付けている行政等の窓口（受付時間 平日 午前9時～午後5時）

長岡京市 高齢介護課 075-951-2121（代）

向日市 高齢介護課 075-931-1111（代）

大山崎町 健康課高齢介護係 075-956-2101（代）

京都府国民健康保険団体連合会苦情処理窓口 075-354-9050

1 2. 非常災害対策

本院の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、また消防法8条に規程する防災管理者を置き対応しております。

1 3. 秘密保持

- ① サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する個人情報を、理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様です。
- ② 知り得た個人情報については、利用者およびご家族から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等においても、個人情報の公表は致しません。
- ③ 利用者の個人情報を使わせて頂く利用目的は以下の通りです。
 - (1) 当該事業所の介護サービスへの利用
 - (2) 介護サービス業務の維持・改善のための基礎資料
 - (3) 学生の実習への協力
 - (4) 介護保険事務
 - (5) 行政上の業務への対応
 - (6) ご家族への心身の状況説明及びご家族からの問い合わせへの対応
 - (7) 損害賠償保険等に係る保険会社への相談または届出
 - (8) 他医療機関、介護保険サービス事業所との連携以上の利用目的以外で利用者の情報を利用する場合は、利用者ご本人に個別に理由をご説明し、同意を得た上で行うものとします。

1 4. 情報の開示

- ① 利用者と利用者から同意を得た方は、開示申請を行った上で、利用者のカルテを事業所内で閲覧できます。
- ② 開示申請は当事業所スタッフか長岡京病院受付までご相談ください。
- ③ 利用者と利用者から同意を得た方は、開示申請を行ったカルテの全部もしくは一部を事業所内で複写できます。複写料は1ページ当たり20円です。
- ④ 複写されたカルテの取り扱いは開示申請をされた方の責任となります。

1 5. 第三者評価の実地の有無

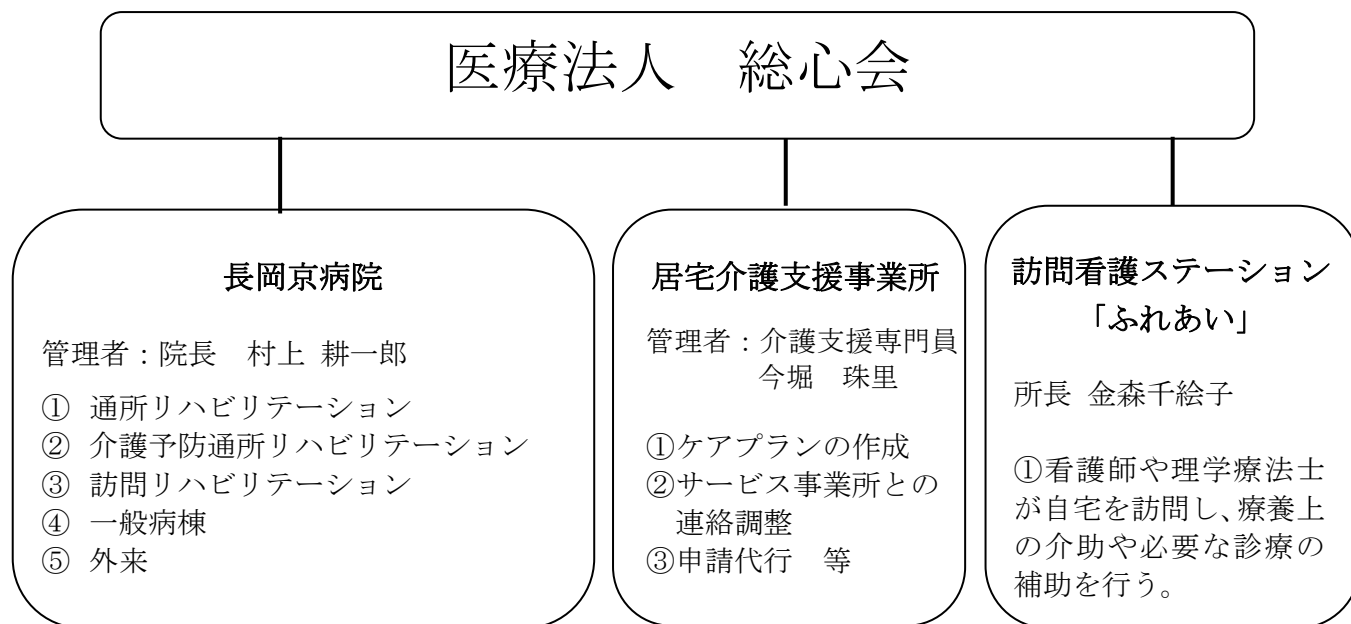
有

・

無

16. 当院の概要

医療法人総心会長岡京病院では以下の施設及び居宅サービスを実施しております。



事業者名
総心会長岡京病院 通所リハビリテーション
(指定番号 13000799・京都府)

代表者名 院長 村上 耕一郎

本紙、重要事項説明書について説明を受け、同意の上、受領いたしました。

説明日

年 月 日

説明者

氏名

利 用 者

代 理 人

別表

【介護予防通所リハビリテーションにかかる単位数】

要支援 1	2268 単位／月	要支援 2	4228 単位／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・要支援 1：88 単位／月、要支援 2：176 単位／月			
（Ⅱ）・・・要支援 1：72 単位／月、要支援 2：144 単位／月			
（Ⅲ）・・・要支援 1：24 単位／月、要支援 2：48 単位／月			
退院時共同指導加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・600 単位／回			
生活行為向上リハビリテーション実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・562 単位／月			
若年性認知症利用者受入加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・240 単位／月			
栄養アセスメント加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50 単位／月			
栄養改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・200 単位／回			
口腔・栄養スクリーニング加算（6 月に 1 回）・・・・・・・・（Ⅰ）：20 単位／回			
（Ⅱ）：5 単位／回			
口腔機能向上加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（Ⅰ）：150 単位／回（Ⅱ）：			
160 単位／回			
一体的サービス提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・480 単位／月			
科学的介護推進体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40 単位／月			
介護職員等処遇改善加算（1 ヶ月の総利用単位数に対する％）・・・・・・・・			
（Ⅰ）イ：10.3％（Ⅰ）ロ：11.1％（Ⅱ）イ：10.0％（Ⅱ）ロ：10.8％（Ⅲ）：8.3％（Ⅳ）：7.0％			
利用開始から 12 ヶ月を超えた場合の減算・・・・・・・・・・要支援 1：－120 単位／月			
要支援 2：－240 単位／月			

リハビリ会議を 3 月に 1 度開催し、計画書の情報を厚生労働省に提出していれば減算は行わない。

【通所リハビリテーションにかかる単位数】

<通常規模型>	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2 時間未満	369 単位	398 単位	429 単位	458 単位	491 単位
2～3 時間未満	383 単位	439 単位	498 単位	555 単位	612 単位
3～4 時間未満	486 単位	565 単位	643 単位	743 単位	842 単位
4～5 時間未満	553 単位	642 単位	730 単位	844 単位	957 単位
5～6 時間未満	622 単位	738 単位	852 単位	987 単位	1120 単位
6～7 時間未満	715 単位	850 単位	981 単位	1137 単位	1290 単位
7～8 時間未満	762 単位	903 単位	1046 単位	1215 単位	1379 単位

＜大規模型＞	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2 時間未満	357 単位	388 単位	415 単位	445 単位	475 単位
2～3 時間未満	372 単位	427 単位	482 単位	536 単位	591 単位
3～4 時間未満	470 単位	547 単位	623 単位	719 単位	816 単位
4～5 時間未満	525 単位	611 単位	696 単位	805 単位	912 単位
5～6 時間未満	584 単位	692 単位	800 単位	929 単位	1053 単位
6～7 時間未満	675 単位	802 単位	926 単位	1077 単位	1224 単位
7～8 時間未満	714 単位	847 単位	983 単位	1140 単位	1300 単位

リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の 80%以上で、利用者に対するリハビリテーション専門職の配置が 10 対 1 以上である場合は、通常規模型の基本報酬を算定する。

リハビリテーション提供体制加算

3～4 時間未満	4～5 時間未満	5～6 時間未満	6～7 時間未満	7 時間以上
12 単位／日	16 単位／日	20 単位／日	24 単位／日	28 単位／日

理学療法士等体制強化加算・・・・・・・・・・30 単位／日（1～2 時間未満のみ）

サービス提供体制強化加算・・・・・・・・・・（Ⅰ）：22 単位／日
（Ⅱ）：18 単位／日
（Ⅲ）：6 単位／日

退院時共同指導加算・・・・・・・・・・600 単位／回

リハビリテーションマネジメント加算（イ）・・・・・・・・・・6 月以内：560 単位／月
6 月超　：240 単位／月
（ロ）・・・・・・・・・・6 月以内：593 単位／月
6 月超　：273 単位／月
（ハ）・・・・・・・・・・6 月以内：793 単位／月
6 月超　：473 単位／月

事業所の医師が利用者または家族へ説明し同意を得た場合 270 単位／月を加算

入浴介助加算・・・・・・・・・・（Ⅰ）：40 単位／日、（Ⅱ）：60 単位／日

短期集中個別リハビリテーション実施加算・・・・・・・・・・110 単位／日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算・・・・・・・・・・（Ⅰ）：240 単位／日
（Ⅱ）：1920 単位／月

生活行為向上リハビリテーション実施加算・・・・・・・・・・1250 単位／月

若年性認知症利用者受入加算・・・・・・・・・・60 単位／日

栄養アセスメント加算・・・・・・・・・・50 単位／月

栄養改善加算・・・・・・・・・・200 単位／回

口腔・栄養スクリーニング加算（6 ヶ月に 1 回）・・・・・・・・・・（Ⅰ）：20 単位／回
（Ⅱ）：5 単位／回

口腔機能向上加算	・ ・ ・ ・ ・	(Ⅰ)	150 単位／回
		(Ⅱ) イ	155 単位／回
		(Ⅱ) ロ	160 単位／回
重度療養管理加算	・ ・ ・ ・ ・		100 単位／日
中等度者ケア体制加算	・ ・ ・ ・ ・		20 単位／日
科学的介護推進体制加算	・ ・ ・ ・ ・		40 単位／月
移行支援加算	・ ・ ・ ・ ・		12 単位／日
介護職員等処遇改善加算 (1 ヶ月の総利用単位数に対する%)	・ ・ ・ ・ ・		
(Ⅰ)イ	10.3%	(Ⅰ)ロ	11.1%
(Ⅱ)イ	10.0%	(Ⅱ)ロ	10.8%
(Ⅲ)	8.3%	(Ⅳ)	7.0%
送迎減算	・ ・ ・ ・ ・		－47 単位／片道

自己負担分利用料金は、単位数×10.55 円の 1 割～3 割負担となる。